

| | |
|---|---|
| 件名 | 愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 薬務衛生課 |
| 根拠法令等 | 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) |
| <p>【改正の概要】</p> <p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）が施行されることから、所要の整理を行うもの、また、薬物の指定事務の迅速化を図るため、これらの条例の一部を改正するもの。</p> <p>＜条例改正内容＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例 <ul style="list-style-type: none"> ○「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。 ○「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。 ○法改正に伴う法の条ずれを修正する。 2 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 <ul style="list-style-type: none"> ○「大麻」が「麻薬」に分類されたことから、薬物の定義「大麻」を削除し、条例の号ずれを修正する。 ○薬物の定義「麻薬」に「みなし麻薬」を追加する。 ○愛媛県薬物指定審査会の意見を聴く手続きを経ないで指定をすることができる条件に、「他の地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続きによる科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったとき」を追加する。 ○条例の号ずれを修正する。 | |
| 施行日 | 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行。ただし、第2条中愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の改正規定（「指定薬物」の下に「(以下「指定薬物」という。）」を加える部分に限る。）及び同条例第11条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行。 |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>＜法改正内容＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。 2 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】 <ol style="list-style-type: none"> ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。 ② 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。 3 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 <p>（※）大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。 ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。 ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。 など | |